

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1城西小の項中「606番地」の次に「、609番地」を加え、同表秋津小の項中「3066番地」の次に「～3068番地」を加える。

別表第2西山中の項中「606番地」の次に「、609番地」を加え、同表東野中の項中「3066番地」の次に「～3068番地」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。

（提出理由）

熊本市立小中学校の通学区域の一部を改正するため、所要の改正を行う必要がある

ることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）					現行					備考
第1条～第6条（略） 附 則（略） 別表第1（第2条関係） （令4教委規則1・令5教委規則2・一部改正） 小学校通学区域					第1条～第6条（略） 附 則（略） 別表第1（第2条関係） （令4教委規則1・令5教委規則2・一部改正） 小学校通学区域					
小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)	小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)	
城西小	西区	島崎6丁目	1番～2番、3番1号～61号、3番67号～77号、3番79号～81号、4番～26番	550番地～606番地、609番地	城西小	西区	島崎6丁目	1番～2番、3番1号～61号、3番67号～77号、3番79号～81号、4番～26番	550番地～606番地	
秋津小	東区	秋津町秋田		9番地～399番地、3066番地～3068番地、3105番地、3135番地～3138番地、3140番地、3298番地2、3339番地、3438番地～3446番地	秋津小	東区	秋津町秋田		9番地～399番地、3066番地、 <u> </u> 、3105番地、3135番地～3138番地、3140番地、3298番地2、3339番地、3438番地～3446番地	

(その余の小学校は省略)

別表第2 (第2条関係)

(令4教委規則1・令5教委規則2・一部改正)

中学校通学区域

中学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未 実施区域)	該当小学 校名
西山中	中央区	(略)			一新小学校
		西区	(略)		
	島崎6丁目		1番～2番、3番1号～61号、3番67号～77号、3番79号～81号、4番～26番	550番地～606番地、609番地	
	(略)				

(その余の小学校は省略)

別表第2 (第2条関係)

(令4教委規則1・令5教委規則2・一部改正)

中学校通学区域

中学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示 実施区域)	地番 (住居表示未 実施区域)	該当小学 校名
西山中	中央区	(略)			一新小学校
		西区	(略)		
	島崎6丁目		1番～2番、3番1号～61号、3番67号～77号、3番79号～81号、4番～26番	550番地～606番地	番地 _____
	(略)				

東野中東	区	(略)		秋津小学
		秋津町秋田	9番地～399番地、3066番地、 3068番地 、3105番地、3135番地～3138番地、3140番地、3298番地、2、3339番地、3438番地～3446番地	校の一部
		(略)		
		(略)		泉ヶ丘小学校の一部
(略)			若葉小学校	
(その余の中学校は省略)				
東野中東	区	(略)		秋津小学
		秋津町秋田	9番地～399番地、3066番地、 3068番地 、3105番地、3135番地～3138番地、3140番地、3298番地、2、3339番地、3438番地～3446番地	校の一部
		(略)		
		(略)		泉ヶ丘小学校の一部
(略)			若葉小学校	
(その余の中学校は省略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされた就学校の指定は、この規則による改正後の熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の規定によりなされたものとみなす。